

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成23年1月27日(2011.1.27)

【公表番号】特表2010-520860(P2010-520860A)

【公表日】平成22年6月17日(2010.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2010-024

【出願番号】特願2009-550818(P2009-550818)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 K	47/42	(2006.01)
A 6 1 L	27/00	(2006.01)
A 6 1 L	15/00	(2006.01)
C 0 7 K	14/78	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 K	47/42	Z N A
A 6 1 L	27/00	V
A 6 1 L	15/00	
A 6 1 L	27/00	G
C 0 7 K	14/78	

【手続補正書】

【提出日】平成22年12月2日(2010.12.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

架橋した組換え非ヒドロキシル化ゼラチンおよび少なくとも1種類の療法用タンパク質を含む制御放出組成物であって、ゼラチンマトリックスの平均メッシュサイズ()と療法用タンパク質の平均流体力学的半径(R_H)の比が2より小さい、前記制御放出組成物。

【請求項2】

ゼラチンが、グリコシル化されていない、請求項1に記載の制御放出組成物。

【請求項3】

ゼラチンが、組換えヒト・ゼラチンまたは組換えヒト様・ゼラチンである、請求項1または2に記載の制御放出組成物。

【請求項4】

ゼラチンが、アクリレートまたはメタクリレート架橋性基で化学修飾されている、請求項1~3のいずれか1項に記載の制御放出組成物。

【請求項5】

架橋したゼラチンが、I型光開始剤、II型光開始剤、有機過酸化物、たとえば過酸化ベンゾイル、およびペルオキソニ硫酸カリウムとN,N,N',N'-テトラメチルエチレンジアミンの混合物などの混合物の群から選択される開始剤により開始されるレドックス重合またはラジカル重合により得られる、請求項1~4のいずれか1項に記載の制御放出組成物。

【請求項6】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の制御放出組成物を含む医薬組成物。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 5 のいずれか 1 項に記載の制御放出組成物を含む医療用品。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の制御放出組成物の製造方法であって、下記：

- 療法用タンパク質を選択し、そのタンパク質の流体力学的半径 (R_H) を測定する；
- 予め定めた架橋条件下で架橋させた際にゼラチンマトリックスの平均メッシュサイズと前記の療法用タンパク質の平均流体力学的半径の比が 2 より小さい平均メッシュサイズを特徴とする組換え非ヒドロキシル化ゼラチンを選択する；
- 前記の療法用タンパク質および前記の組換えゼラチンを含む溶液を調製する；
- 組換えゼラチンを前記の予め定めた架橋条件下で架橋させる；そして
- 場合により、得られた制御放出組成物を精製する；

を含む、前記方法。

【請求項 9】

ゼラチンが、アクリレートまたはメタクリレート架橋性基で化学修飾されている、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

架橋したゼラチンが、I 型光開始剤、II 型光開始剤、有機過酸化物、たとえば過酸化ベンゾイル、およびペルオキソニ硫酸カリウムと N , N , N ' , N ' - テトラメチルエチレンジアミンの混合物などの混合物の群から選択される開始剤により開始されるレドック重合またはラジカル重合により得られる、請求項 8 に記載の方法。